

令和5年度第1回伊予市文化財保護審議会議事録

令和5年10月30日

【日時】令和5年8月18日（金）10時00分～12時00分

【場所】IYO 夢みらい館2階 会議室201

【出席者】審議会委員：門田真一会長 岩田恒郎委員 胡 光 委員 遠藤貢治委員
岡田敏彦委員 鈴木 洋委員 清野弘和委員 玉井光憲委員
中尾治司委員 水元 猛委員 三吉秀充委員 以上11名

事務局：上岡孝 岡市裕二 堀内和美 福積和富 島崎達也

【欠席者】審議会委員：本田壽委員 事務局：窪田春樹

協議事項などの結果要点

- ・新任1名を含む12名の委員が委嘱された。互選により門田委員が会長に選出され、胡委員が代行に指名された。
- ・未指定文化財調査（福田寺仏像）について、観音菩薩立像の指定には美術史的な所見や歴史的背景の調査を充実させる必要がある。また、同じく福田寺に祀られている盤珪和尚や加藤公の像を調査対象とすべきでないかとの意見が出た。
- ・令和5年度は『伊予市内遺跡詳細分布調査報告書V』『伊予市指定文化財「豊川渉関連資料」豊川渉の思出之記II』『灘町宮内家文書目録 近世編③』を刊行予定。
- ・『伊予市内遺跡詳細分布調査報告書V』の内容については、平成29、30年度当時の伊予市遺跡詳細分布調査委員会委員や外部専門家から御意見をいただき修正案（資料3）を作成した。今後、審議会会長と相談のうえで刊行する。
- ・未指定文化財調査は、市場南組窯跡群第10次調査を12～1月頃に実施予定。このほか「与州大洲郡中波戸圖」の指定に向けた報告書作成、愛媛大学博物館実習にて福田寺本堂の襖裏張り文書の資料化を予定している。
- ・文化財説明看板は、「雲居国師生誕地」の修繕と、「池窪土山地蔵の石垣」の新規設置を実施予定である。
- ・市民向け普及啓発活動については、各地区公民館と連携して文化財関係講座を実施し、広報いよしへの記事掲載やSNS発信も積極的に行う。IYO 夢みらい館縁側モール展示については、指定管理者と連携して5回実施予定。これに対して、市民や審議会委員の参画による展示企画の意見が出た。
- ・旧永木小学校の利用要望が出ているため、保管中の民具2,559点を全て、旧野中小学校他に移動させる計画である。
- ・予定している伊予市指定文化財「猪の窪1号墳副葬品」の保存処理について、鉄製品の含浸処理をする前に、詳細な実測図や観察を実施する必要があるとの意見が出

た。

- ・「文化財保存活用地域計画」作成について、現在他自治体の情報収集を実施中であり、研修への参加も検討中である。県外の業者に委託するのではなく、地元の手で計画を作成できるよう検討すべきとの意見が出た。

委員会議事録（※発言内容は要約した）

1. 開 会

(1) 教育長挨拶

（教育長）おはようございます。（中略）伊予市文化財保護審議会は、伊予市文化財保護条例により設置されているもので、審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議するものとされています。平成 31 年度の改正文化財保護法の施行や、令和 2 年度の愛媛県文化財保存活用大綱の策定をうけ、伊予市でも地域社会全体で総合的に文化財を保護、継承していく必要がありますが、伊予市では文化財の調査、保存、活用に関して課題が多く残されております。委員の皆様には建設的なご意見を頂きまして、事務局で伊予市の円滑な文化財保護行政を推進できますよう、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

2. 伊予市文化財保護審議会委員の委嘱について

(1) 伊予市文化財保護審議会について

（事務局 2）伊予市文化財保護審議会委員について説明申し上げます。

本審議会は、伊予市文化財保護条例第 17 条に基づいて設置されており、教育委員会の諮問に応じて文化財の保護及び活用に関する重要事項について調査審議し、教育委員会に建議していただくことになっております。

伊予市文化財保護条例の施行規則第 15 条で、本審議会は 12 名以内の委員によって組織され、文化財に関し、豊かな知識や経験のある方々を教育委員会が委嘱することになっております。本年 6 月 1 日から 2 年間、12 名の委員の皆様がたに、文化財保護へのお力添えをいただきます。どうぞよろしくお願いいたします。なお、委嘱状につきましては、5 月 29 日付で郵送させていただきました。御確認いただけましたでしょうか？

(2) 自己紹介

（事務局 2）さて、本日は新しいメンバーでの初めての会議ですので、自己紹介をお願いしたいと思います。（委員と事務局職員が自己紹介した。）

(3) 伊予市文化財保護審議会会長の選出

(事務局 2) つづいて、本審議会の会長の選出を行います。

伊予市文化財保護条例施行規則の第 16 条において、審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。会長は、会務を総理する、と定められております。委員の皆様方から、自薦・他薦がありましたらお願いいたします。

(門田委員) 失礼します。文化財保護審議会も新しい委員が加わりましてスタートされるようです。私としましては、愛媛大学の胡委員に会長を引き受けていただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(事務局) 門田委員より、胡委員をと御推薦がありました。

(胡委員) 失礼します。今、門田委員の方から御推薦いただきましたけれども、やはり伊予市の文化財審議委員会ですので、やはり合併後の伊予市を一体として捉え、その伊予市の歴史文化、そして委員の先生方を一番よく知ってらっしゃる、前回も会長を務めていただいた門田先生が、私は会長にふさわしいと思っておりますので、ぜひ門田委員、御苦勞をおかけしますが、もう一度会長を務めていただけないかと、逆に推薦させていただきます。どうぞよろしく御検討ください。

(門田委員) 突然の話ですみません。全く失礼ながら御推薦いたしました。武智利博先生がずっと審議会会長をしていましたが、退任したいとのことで、私が引き受けたのですけど、武智市長のもとでもう十数年、合併後の文化財審議会、皆様のお力をお借りしながら進めて来まして、図書館の移転ということで大改革がありました。いずれにしても新しい文化施設ができ、それを活用しながら文化財保護を推進していくということで、コロナの困難な中でも皆様に御協力いただき、いろんな事業ができました。前任の委員の皆様、職員の皆様に御協力いただき、今日報告があると思えますけども、長い間関わっております宮内家の目録も、思出之記の報告も、ほぼ見通しが付きました。諸々まだ山積しておりますけども、教育長も言われましたが、愛媛県の保存活用大綱もできて、伊予市も総合的な計画的な文化財保護を進めていくという段階になりました。この際、県の大綱の委員をされた胡委員にリーダーシップをとっていただき、新しくスタートした方がいいと、私も判断しまして、突然ですが、お願いしたいと思えます。胡委員とはずっと一緒にさせていただいておりますし、この機会にお願いしたいと思えます。

(胡委員) 大変ありがたい御推薦の言葉をいただきました。県の大綱の方はですね、愛媛県の歴史を非常に概略的にまとめたもので、文化財の実際の活用については、市町の活動計画というのが非常に重要になります。これからの計画の策定が非常に重要になるのですけど、その際に、やはりその市町の独特の歴史文化に精通し、様々な意見をもつ

た皆さんをまとめていく力というのが重要になってくると思います。その調整ができるのは門田委員しかいないと思いますし、私としては、当然その策定において様々な意見は述べさせていただきます。

今ですね、私が文化財活用計画の委員を務めているのが、愛媛県内では松山市だけです。ほかではほとんど動いていません。そういった策定をしようという意気込みが見えるのが、伊予市のケースなのですが、そういったなかで、伊予市の独特の歴史や文化を実際に活用しているような地元の皆さんの熱意のもとにそれを作ってしていただけるような計画にしたらいいのじゃないかなと思います。今私が勤めている松山市の例を申し上げますと、松山市の場合は業者に丸投げです。委託です。委託費を組んで、そして業者が作っている。それに対して我々が意見を言います。こういった状況が実は全国にたくさん見られます。その業者というのは、どういう業者がしてるかという、東北の震災の復興事業。家や道路だけでなく、文化財とかに関する復興事業もありました。それに対する計画を一斉に作っていった業者です。だから、委託事業の審査会にはそういう業者がずらっと並んで、東北と全く同じような計画が、地名だけ変えて出てくる状況になってます。私は、このような状況に大変な危機感を覚えています。やはりそうではなく、地元の方が作る計画というのを、私はすごく重要視しておりますので、是非ともそういったこれまでの経緯、現在の経緯からみても、門田委員にちょっと御苦勞をお願いして、地元の皆さんと共に、私ももちろんお手伝いしますので、やっていただけないかと。

愛媛県内の状況はそういった状況です。県内でも見本になる松山市がそのような状況というのがまずひとつ。では、モデルになるケースはないのかという、香川県の方はですね、わりと地元でやろうとしてまして、既に小豆島町という小さな町がもう既に計画を発表しています。これは、小豆島町が町自体でやったものです。それに、県教委の関わり方もちょっと違うんですけども、町と県教委が協力をしながら、小豆島町が独自に発表した。やはり、町の人たちが中心になって計画を作っています。松山市ではなく、そういったところがモデルケースとして参考になるかなと思います。そのうえで、もういちど門田委員にお願いしたいと思います。

(委員6) よろしいですか。私は、胡委員という人選は最高だと思います。しかし、胡委員がおっしゃるとおりのお考えもあります。門田委員はお忙しいと思いますが、留任といたしますか、継続でお願いできたらと思います。

(事務局2) ほかの委員の方はいかがでしょうか。

(委員4) 私も、同じく門田委員にお願いするのが伊予市のために一番いいと思います。御多忙とは思いますが、お願いします。

(他の委員) 拍手多数

(事務局 2) 皆様から拍手が出ましたが、門田委員、いかがでしょうか？

(門田委員) いろんな方から御意見いただきました。私も本心から胡委員でしたが。私も辛口で、教育長や課長、事務局長に色々と言う方で御迷惑をおかけしておりますが、御容赦いただけるなら、やらしていただくということで、よろしく願いいたします。

(他の委員) (拍手多数)

(事務局 2) お引き受けいただき、ありがとうございます。では、門田委員、前方の会長席へよろしく願いいたします。先程もおっしゃっていただきましたが、ひとこと挨拶をお願いできますか？

(会長) はい、どうも何か非常に突然のお話で。はっきり言って、まだまだやるべき課題はあるんですね。皆様の御助力で進めなければという気はあります。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局 2) ありがとうございます。

また、施行規則の第 16 条第 3 項におきまして、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する、となっておりますので、会長、代行する委員の指名をお願いします。

(会長) はい。ということですので、胡委員、お願い致します。

(胡委員) 分かりました。よろしくお願いします。

(事務局 2) では、胡委員、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

3. 報告事項

(1) 令和 4 年度第 2 回審議会議事録の確認について

(事務局 2) では、次第 3 番、報告事項に移りたいと思います。本日は報告事項のみですので、事務局で進行させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。では、まずは前回の議事録の確認及びその対応について説明申し上げます。

(事務局 3) はい。お手元の資料、1～2 ページを御覧ください。前回の審議会の議事録は、3 月 31 日付で郵送しました。新任の委員の方には、本審議会資料に同封いたしました。そのなかで要点をまとめておりますので、順番に御説明いたします。

まず、審議事項「日の神社古墳（塚穴口古墳）の名称について」は事務局案の通り、名称を地元の呼称に合わせた「日神社（ひのかみさん）古墳」へ修正しました。包蔵地調査カード、台帳を修正し、愛媛県教育委員会と共有しました。

つぎに、審議事項「与州大洲郡中波戸圖」の受贈については、事務局案の通り、伊予市文化財への指定を念頭に寄贈を受け入れることとし、3 月 17 日付で松前町松前史談会会長より寄贈申請書の提出を受けました。これについては後程、今年度の事業として詳細を説明いたしたく思います。

つぎに「宮内家古文書（宮内家庄屋文書）」（市指定文化財）は、県立図書館と伊予市に分けて寄託されている個人所有の古文書群なのですが、コピー資料とあって、原本をコピー用紙に印刷した資料が 104 点も含まれておりまして、全ての原本の所在を明確にしなければなりません。これについては、引き続き、対応を愛媛県立図書館と相談中です。

つぎに、『愛媛県伊予市所蔵郡中層化石目録』は令和 5 年 3 月 31 日付で刊行いたしました。

つぎに、中村の「苦厭上人開基の地」（市指定史跡）に文化財説明看板を設置したことに伴い、史跡の歴史的背景を調査しましたので、その調査報告書をホームページに掲載しました。これについては、一般向けの分かり易い内容にできないかという御意見をいただきましたので、内容を修正いたしました。

また、国道から場所が分かり辛いのではないかという御指摘がありましたが、国道沿いには既に案内看板が設置してありますので、対応はできていると考えます。

つぎに、上吾川の福田寺では、登録有形文化財である本堂の襖や通玄庵の天井板（蟠龍図）を境内の安全な場所で保管中です。未指定文化財の調査として仏像の年代測定を依頼した件で、審議会にて調査者と調査方法を明確に提示する必要があると、御指摘いただきました。

審議会の場では正確に説明できませんでしたので、今回説明申し上げます。資料を 2 点御用意いたしました。まず、どのような調査を実施したのかですが、資料 1 を御覧ください。令和 2 年度の審議会でも提示した資料をそのまま御提示いたします。美術的な所見は、令和 3 年 1 月 28 日の現地調査で、愛媛県美術館の学芸員の方にはいただきました。これに加えて、年代測定等を実施し、市指定に向けた評価を明確にする必要があると考え、教育委員会では文献調査を実施するとともに、外部専門家の方に年代測定を依頼しました。

経緯を説明いたします。平成 30 年度、中山 SIC 建設に伴う高見Ⅱ遺跡・東峰遺跡第

4 地点の発掘調査報告書作成の際に年代測定を御依頼した研究者の方がおられます。この方に相談したところ、測定に協力したいとの申し出を受けました。

これを受けて、研究者の先生、美術史的な所見をいただいた学芸員の方と、福田寺御住職の3者に対して、年代測定の妥当性や御意思について相談したうえで、御住職と当課職員が、仏像から剥がれ落ちたことが確実な破片を採集し、研究者の先生に提供しました。市内の未指定文化財を評価し、指定につなげるという目的から、当課から分析を依頼しました。結果は資料2の通りでして、較正值は10世紀頃を示します。

当課で進めている文献調査では、明治期末の時点で福田寺に祀られていたこと、由来に関する伝承が伝わっていたことまでは突き止めました。また、御住職に協力していただき、聞き取り調査も続けています。

以上が、福田寺の菩薩像に関する調査の詳細です。

ここで、議事録の確認に戻ります。2ページにお戻りください。

昨年度第9次調査を実施しました市場南組窯跡群についてですが、今年度も第10次調査を計画しております。この件については、事業計画の際にお話しします。

次に、井ノ口春子氏の映像も、現在もYoutubeで公開中です。

最後に、包蔵地調査カードや遺跡詳細分布調査報告書の作成にあたり、文化財を調査している専門の先生方と情報共有をしていきます。個人が調査した遺跡については、個人が警察署へ提出する埋蔵文化財発見届を通して把握できるとの御指摘を受けました。説明いたしますと、遺跡で拾った土器や石器は遺失物として扱われますので、届出を受けた警察署から都道府県の教育委員会に埋蔵文化財発見届が提出されます。伊予市内で遺物の発見届があり、愛媛県教育委員会がこれを文化財と認定した場合、警察署と伊予市に対して「出土品の文化財認定について」の通知があります。つまり、個人から発見届がありましたよ、という情報と、採集された正確な位置を伊予市が把握できるのです。御指摘を受けて愛媛県教育委員会に問合せましたが、現在の仕組みが始まった平成12年以降、伊予市内（合併後の双海中山を含む地域）で個人が提出した発見届は5件のみであることが判明しました。遺物の発見届が提出されないままになっている事例が多いとみられ、発見届を通じた把握は困難とみられます。

議事録の確認及びその報告につきましては、以上となります。

(事務局2) 質問がある方は、挙手をお願いします。

(委員3) はい。資料1、資料2の福田寺の仏像調査について、質問というか、意見を言わせていただきます。前回も申し上げましたが、こういった美術工芸品の調査では、資料2のような炭素年代測定は通常行いません。今回は、幸いに様々な協力の過程で調査が行われたというのは分かりますが、それが前面に出るのは、いささかおかしいと思

います。むしろ備考として出てくるべきであり、美術品調査でこういう調査をしたことを前面に出すと、様々な意見反対も出てくると思います。そういったことは前回申し上げた通りなんですけれども、一方で資料1では、この仏像に対する美術の様式、調査における様式の所見がでています。こういった様式、つまり衣の形であるとか、指の形であるとか、腕の形であるとか、こういった様式によって仏像を判断していくことが、本来、美術工芸品の調査の判定だと思えます。こちらの様式論の方を、もっと書くべきところはあると思えます。腕であるとか脚であるとか。資料1は、学芸員の方の調書に基づいていますか？

(事務局3) はい。調書をもとに(資料1を)作成しまして、学芸員の方に確認していただき、この内容で大丈夫であるということで御提示しました。

(委員3) 写真を見る限り、衣文の様子が複雑にはみえません。単純に見えます。また、衣のどこの文様なのか。裾なのか肩口なのか、そういった情報が必要です。肩から腕にかけて垂れ下がっているように見える部位もとても特徴があるのですが、こういった衣があまりありませんので。そういった衣の記述がありません。それから、腕の記述もない。指の記述はあるのですが。古い仏像は腕が細くて長くて蜘蛛のように見えるのですが、様式論の記述が少ないと思えます。炭素年代測定よりも、この様式の充実というものがまず1点です。

美術品の、工芸あるいは絵画の指定には、美術的な価値と歴史的な価値の2つがあると思えます。ひとは美術的な形でいうと、鎌倉のものであれば、運慶快慶に繋がる、非常に腕が立つ人による美術的な価値。そうではなくて、非常に素朴なんだけれども、地域の人々に長く愛されて、信仰されてきた歴史的な価値。どちらでも、美術的な価値がなくても歴史的な価値があれば、指定するに値するものであると思うんですけれども、ちょっと私が、この写真を見て感じる感じでは、ちょっと美術的な価値はどうかかな。という感じはあります。これは個人的な感覚ですから、他の方の意見も聞いてください。それよりもですね、この仏様の背景に映っている如来様と、それから、恐らくかつてのお寺の御住職と思われる像があります。こちらの方が、価値があるのではと思えます。もう一つ歴史的な価値で言うならば、仮にこれが平安時代のものとしても、平安時代からここにあるわけではない。明治時代に来たということなので。明治時代にどういう経緯できたのか。そして、その後どこに祀られて、どんなふうこの地域の人々の信仰を受けてきたのか。という、歴史的な価値で出すのであれば。たぶん、明治以降であれば文書とか残っていると思うので、そういった歴史的な評価をしていく必要があるのではないかと。この如来とか、ここは禅寺ですよ。何宗ですか？

(事務局3) 臨濟宗です。

(委員 3) じゃあ禅寺ですね。禅師像とかの調査はされていないのでしょうか。この写真の観音像だけではなく、写真の後ろに写ってる、半分しか映っていないのですが、これらの像の調査はされていないのでしょうか？

(事務局 3) はい。4 躰見ていただきました。写真の右に映っております如来像と、背景に映っております盤珪和尚の像、そしてもう 1 躰、大洲藩主の加藤公の 4 躰ございまして、見ていただきました。

(委員 3) それで、これが一番いいと？

(事務局 3) 古さという観点から申すと、こちらの観音菩薩立像が古いのではと。如来像は近世初頭頃、盤珪和尚と加藤公の像も同じく江戸時代になってからということで、特に古いのはこちらということで、御提示しました。

(委員 3) 古いのから見ていくということですね。

(事務局 3) はい。大洲市立博物館の方にも見ていただきまして、当然、盤珪和尚と加藤公の像も貴重なものであるということは理解しているのですが、古いものからみていこうと思ひまして、令和 2 年度にこちらを御提示しました。

(委員 3) はい、わかりました。僕は加藤公とかそちらの方がいいように思うんですけども。歴史的な話を付加するためにも、明治期にこの像がどうやってやってきたのか、そしてそれ以降、どういう信仰を受けてきたのかっていうところを、もう少し調べた方がいいのでは、と思います。以上です。

(事務局 3) ありがとうございます。

(事務局 2) ほかにございませんか？

(委員 1) お話がありましたが、福田寺が国の登録有形文化財になりまして、本堂と通玄庵と山門と。その時にですね、福田寺の歴史については、建築士会の方々と、先生方と、大洲市の方々とで、書かれたものの蓄積があります。福田寺そのものの成り立ちのなかで、松山藩から大洲藩になって、大洲藩の加藤家のお寺（祈願所）とされてきて、調査がされています。ですので、こうした仏像だけを調査するということではないと思います。総合的な調査を、いろんな方々に関係いただいたと思いますけど、手掛かりの

ある人に頼むのではなく、視野を広げて、蓄積の中で仏像の評価をするという調査のしかたが基本だと思います。仏像の価値を調べてくれと依頼されたのかもしれませんが、審議委員の先生方の力を借りてやっていくという、基本的なスタンスをお願いしたいです。

(委員 11) 資料 2 についてお聞きしたいのですが、「伊予市内の炭素年代測定 (速報)」と報告されています。中身については言えないですが、炭素年代測定ではないですよね。測定は民間会社に依頼して、樹種同定も行っていますよね。それでタイトルが「炭素年代測定」というのはおかしいと思います。中身については触れてはいけませんが、タイトルを確認しておいてください。それと、この報告書は執筆者がひとりでよいのかと思います。

(事務局 3) ありがとうございます。

(事務局 2) そのほか、ございますか？

それでは続いて、報告事項 (2)「令和 5 年度の事業計画」について説明をお願いします。

(2) 令和 5 年度の事業計画

1. 刊行物について

(事務局 3) 3 ページを御覧ください。まず、刊行物について説明申し上げます。

平成 29 年度、30 年度に実施した伊予市内遺跡詳細分布調査の成果である、伊予市内遺跡詳細分布調査報告書 V です。調査から 5~6 年が経過し、刊行が遅くなってしまいましたが、このたび調査成果をまとめることができました。

最初に、遺跡詳細分布調査について説明いたします。

伊予市内にはたくさんの遺跡が存在しますが、平成初期に作成した包蔵地調査カード、つまり、遺跡ごとの情報を記した台帳が、十分に見直しされないまま合併後も使用されていました。そこで、平成 23 年度から 26 年度にかけて、国庫補助事業として伊予市内遺跡詳細分布調査が実施されました。国庫補助事業の終了後も伊予市の単費事業として継続していました。このうち平成 29 年度、30 年度の調査成果を、報告書としてまとめたものです。これまでの報告書は、「伊予市遺跡詳細分布調査委員会」において、埋蔵文化財を専門とする委員の皆さまの御意見をいただいたうえで刊行していたのですが、「伊予市遺跡詳細分布調査委員会」は令和 3 年度末で解散となりました。委員 5、委員 11 には本審議会に加わっていただいております。この度、報告書 V を刊行するにあたり、本審議会の皆様から御意見をいただきたいと考えております。

お手元の資料 3 を御覧ください。これは、既に当時の遺跡詳細分布調査委員の方々お

よび外部専門家など6名の皆さまから御指摘いただいた内容を踏まえて課内で検討し、修正したものです。御指摘の内容を全て反映させることはできませんでしたので、修正していない内容につきましては、本日配布いたしました資料8にまとめておりますので御覧ください。

次に、伊予市指定文化財「豊川渉関連資料」のうち「思出之記」の翻刻を刊行します。豊川渉は明治時代に郡中町の町長も務めた人物で、彼が残した日記「思出之記」の原本が平成27年に発見され、伊予市に寄贈されました。これらは平成29年度に歴史資料「豊川渉関連資料」として伊予市の文化財に指定されております。このうち上巻は平成23年に民間で翻刻されていますので、今回、当委員会で下巻の翻刻を行うものです。委員1、柚山俊夫先生の協力のもと作業を進めています。

最後に、『灘町宮内家文書目録 近世編③』を刊行します。これは、平成29年度、30年度に刊行した近世編①②につづく第3段であり、灘町の宮内家に関する近世の文書の目録となっております。委員1、内田九州男先生の御協力のもと作業を進めております。以上で刊行物についての説明を終わります。

(事務局2) 御質問はございませんか？

(委員1) 簡単に補足します。説明がありましたとおり、市指定文化財になりました「豊川渉関連資料」のうち思出之記のⅡが刊行されます。CDで子孫の方から提供いただいたものを、全体が文化財になっているということで、Ⅰの方は子孫の方が刊行されましたので、Ⅱを伊予市教育委員会のほうで、前々任の文化財保護担当職員が大半の翻刻を続けておまして、それが成果としてまとめられているということで、子孫の方々の協力もいただきまして、良い思出之記ができるようです。

余談ですが、思出之記のなかで「いろは丸」の資料が非常に注目されておまして、先般、テレビ番組でいろは丸事件が坂本龍馬と一緒に紹介されました。司馬遼太郎の物語による通説のいろは丸の沈没の経過というのが、新説で覆りました。徳島大学の研究されている先生のコメントもあり、一気に伊予市の資料が注目されました。つまり、地域の中でこういうものが出されてきたということ。それから6月議会で、門田議員から「伊予市に歴史博物館がないのはいかん」ということで質問されましたなかに、講演会のなかで作道先生が紹介したのですが、坂本龍馬の像のもとになった写真は、豊川渉が提供しているということ、子孫の方が写されているものが紹介されました。それらが事実なのかは確認しないといけません、地域の資料のなかで全国的に注目されるものが出ているというのは、意義があると思います。

それから、宮内家文書については、これは宮内家の蔵の中から3,000点くらい文書がみつかって、内田先生と研究室の学生さんが整理したものがそのままになっていたということです。近代のものは手付かずですが、とりあえず近世編を仕上げるということで、

断続的に続けていただきました。内田先生の教え子も学校の教員になったりして、その方たちもボランティアで仕上げたものです。伊予市の大事な資料があるよということで、次代に残していくということで、皆様の協力の賜物ということで、予算化していただければと思います。

(事務局 2) ありがとうございます。そのほか、ございませんか？

2. 未指定文化財の調査等について

(事務局 2) 続いて、未指定文化財の調査等について報告申し上げます。

(事務局 3) 資料 4 を御覧ください。

まずは、これは 1 年前の記事ですが、市場の南組にある市場南組窯跡群は、これまでの委員 11 の調査から、県内最古級の窯跡の存在が知られています。第 8 次調査からは当委員会と愛媛大学の共催というかたちで学術調査を実施しており、今年度の冬に第 10 次調査を計画中です。

次に、「与州大洲郡中波戸圖」の調査報告書作成等です。先ほども議事録の確認で言及しましたが、これは、文政 6 年 (1823) の伊予港を描いた地図で、令和 3 年 11 月、委員 4 と松前町松前史談会の御尽力で、松前町の個人が所有していることを確認しました。前回の審議会で、市の文化財指定を念頭に寄贈を受けることを決定し、現在、当委員会でも所有しております。令和 3 年度から情報収集を進めて来ましたが、外部専門家の方とも相談し、指定に向けた評価をまとめた調査報告書と意見書を作成する目途がつかまりましたので、今年度の第 2 回審議会での審議を目指して、準備を進めてまいります。

そして、上吾川福田寺襖下張り文書の資料化です。これは、国の登録有形文化財「福田寺本堂」に使用されている襖の裏張りに古い文書があるということで、平成 30 年に福田寺から相談を受けたことに端を発します。昨年度、委員 3 に声をかけていただき、愛媛大学ミュージアムの博物館実習で、学生さんたちと一緒に、この襖の裏張りを剥きました。1 回の実習では少ししか剥せなかったのですが、作業を進めたところ、貼られていた古文書の内容の一部が見える状態になりました。それが、この宝暦 3 (1753) 年付の文書なのですが、これが思いのほか古いもので、福田寺本堂が建設されたのが西暦 1781 年なので、本堂建設以前の文書が襖の裏張りに使用されている可能性があります。今年度も博物館実習の御依頼をいただきましたので、この襖の裏張りを剥ぐ作業の続きを今年度も行って、資料化できればと考えております。以上で説明を終わります。

(事務局 2) はい。御質問がございましたら、お願いします。

(委員 11) 失礼します。市場南組窯跡群の第 10 次調査ですけど、今年で 3 年目、計画

上最終年になりますので、今年でなんとかかたちを作っていければと思います。委員の皆様にも御指導お願いします。

(資料4の内容に不備があったため、回収した。)

3. 文化財説明看板の設置について

(事務局2) 続いて、文化財説明看板の設置について説明申し上げます。

(事務局3) 今年度は、新規設置1箇所、修繕1箇所の合計2箇所を計画しています。対象となるのは、資料5にございます「池窪土山地蔵の石垣」(地蔵堂の石垣)と、「雲居国師生誕地」です。雲居国師生誕地は、上三谷にある史跡で、宮城県の瑞巖寺との関係も深いです。「池窪土山地蔵の石垣」は、双海町池の久保にある石垣でして、漢字表記などが指定当時と変わっておりますので、地元の意見を伺いながら、現在慎重に板面を作成しています。説明は以上です。

(事務局2) はい。御質問がございましたら、お願いします。

(委員3) よろしいですか。とても貴重な文化財だと思います。資料5をみていますと、真ん中あたり、石垣を築いたのが享保3年、肥後の国の領主が参勤交代の途中で、とあります。年代がはっきりしているので、細川誰それかは調べられると思いますが、その辺は正確には伝わっていないということですか？

(事務局3) そうですね。まだ現地での聞き取り調査ができていませんので。当然、藩主を調べたうえで熊本博物館に問い合わせているのですが、似たような伝承は広い範囲にあるようでして。地元で具体的に話が伝わっているかという質問に対しては、今月20日に地元でお祭りがあるので、調査をしたいと考えております。

(委員3) 今のところは、地元の言い伝えでこうなっているということですね？非常に興味深い事柄なので、言い伝えはいいとして、実話なのかどうかにとっても興味があります。実話であれば、調べていくと細川誰それということが分かって、熊本の方の資料にも載っていると思うので、今後の課題として、貴重な文化財であるが故に今後も調査をしていけばいいと思います。

(委員9) 確かに地蔵堂の中に、地元の方が、こういう伝承が伝わっていますよ、と書き残した看板がありますので、そういうものがあるから、話を地元の皆様は信じている。その真偽についてはどうかなと思いますが、先程も言われたように、わりと似たような

話はここ以外にもあると、私も聞いたことがあります。嵐で船が止まって、祈願をする
と嵐を避けられたとか、停泊している間に嵐が過ぎていったとか、海岸縁に伝わってい
ると聞いたことがあります。

(委員 3) 地元の言い伝えということで、記録をとっていただくのが重要かと。よく出
てくるのは、もっと古い時代が多いのです。奈良時代とか、もっと古い神代の時代とか。
下がってきても弘法大師の時代、奈良時代末～平安時代とかで、お堂やお寺の建立に繋
がっていくんですけど、そうなると、もう伝説的な話になります。しかし享保 3 年とい
うと江戸時代ですから、かなりリアルな。熊本藩主とありますし、すごくリアルな話と
して、伝説は伝説として、調べてみたらこうでしたよと、こんな話が他にも残っている
のでしたら、長い海岸線を有する地域の歴史の特徴として、調べてみたら面白いと思
います。

(事務局 3) ありがとうございます。

4. 市民向け普及啓発活動について

(事務局 2) 続いて、市民向け普及啓発活動について説明申し上げます。

(事務局 3) 昨年度同様に、各地区公民館と連携して文化財関係講座を実施していま
す。広報紙の記事掲載や SNS 発信も積極的に出していきます。

(事務局 1) はい。一番最後のところですが、彩浜館の活用について。前年度の第 2 回
審議会で、社会教育課の方で、年間を通じた彩浜館での文化財等の展示について検討を
行うと御説明させていただきました。当課で必要な展示ケース等、どの程度の費用が必
要か、というところまでは作業を進めているのですが、具体的な年間の展示については、
まだ計画ができておりません。このことについては謝罪させていただき、できるだけ今
年度早いうちに、どういった展示をしていくか、次回の審議会で提供させていただくよ
う、努めていきたいと考えております。

また、その後の IYO 夢みらい館縁側モール展示について、実施中とさせていただいて
おります。御存知のように、今年の 4 月からこちらの IYO 夢みらい館が指定管理とな
りました。昨年までは文化財の展示を年 1 回程度行っておりましたけれども、今年度は指
定管理者と文化財保護担当が協議のうえ、5 回計画をしております。今現在、2 回目の
展示が今行われており、あと 3 回計画をしております。

また、先ほど委員 1 よりちょっと触れていただきましたが、先日の市議会で、文化財
のあり方、展示、博物館というところに質問がございまして、市の方の回答といたしま
して、ホームページに今現在『いよしの文化財』の冊子の方を載せさせていただいてお

りますけれども、これをもっと充実させていこうというふうに考えております。

また、伊予市には文化財のみならず、偉人の伝説等いろいろございます。そのあたりも、できる限り対応をホームページで充実し、市民の方の、もしくは関心のある方が自由に検索できるようなものにしていきたいというふうに考えておりますので、できるところから了解を得ていきたいというふうに考えております。以上を御説明とさせていただきます。

(事務局 2) はい。ただ今の説明に対して御質問がございましたら、お願いします。

(委員 1) はい。今現在やっていることはいいんですけど、令和 2 年度から本審議会の議事録がホームページで読める状態になっています。委員の皆様の御発言も読めるようになっています。令和 2 年度だったと思いますが、市指定文化財になった絵図がありませんよね？

(事務局 3) 「明治六年高岸村絵図」ですか？

(委員 1) あれは、指定した時に、みなさんにそれを知ってもらう機会とか、講演会をするという計画があったと思います。それが、この 2 年程、具体的な、地元で文化財の価値や内容を調べている、史談会の方々は調査されているので、そんな皆さんと協力して、(指定に) なったこともちゃんと市民向け講座なり講演会をきっちりしてやっていると。それともうひとつ、彩浜館の話ですが、以前も言いましたが、これは令和 5 年 2 月に、史談会の会長も含めまして、伊予市長に対してお願いの文書を出して、歴史文化の博物館を、ということで教育長にもお願いしたという経緯で、門田議員が 6 月議会で、伊予市歴史博物館をと、質問をしていただきました。門田議員はボランティアガイドのメンバーでもありますし、史談会や歴史文化の会の講演会にも積極的に参加していただいておりますので、そのことを御理解いただいたので、私たちも要望書を出したこともお話ししたので、6 月議会で質問していただきました。議会で取り上げていただき、局長から答弁があり、具体化しますとあったと思います。是非そういうなかで、今回事務局 1 から話がありましたが、内容についても是非、歴史文化の会の皆様とか、ボランティアガイドの皆様とか、どういう展示にするのか、市民参加で企画していくとスムーズに進むと思います。

私個人としては、今度、豊川渉の報告書ができます。豊川渉は町長もやりましたし、豊川渉の祖父が港の建設に関わっているので、港の建設と絡めて豊川渉の紹介ができます。先ほどもありましたが、萬安港の絵図が、松前町から伊予市の指定文化財にと渡されていることですから、展示するものは十分にありますから、そういうものを含めた彩浜館の展示ということと、文化財の広報ということと結びつけて、市民参加と、文化財

保護審議会委員の皆様の参加ということで企画していただければ、事務局の都合や予算の都合もあると思いますが、そういうことを反映していただければと思います。

(事務局2) ありがとうございます。その他、ございますでしょうか。

5. その他

(事務局2) それでは続きまして、その他の説明を申し上げます。

(事務局3) 「伊豫稲荷神社宝物館」文化財保存管理活用調査委員会についてです。稲荷の稲荷神社の文化財調査に、当市の職員を委員として派遣しています。稲荷神社には、天然記念物(ノダフジ)をのぞく市指定文化財が7件存在するほか、未指定の文化財が多数保管されていることから、調査に協力させていただいております。

次に、福田寺本堂の現状変更完了と、登録範囲についてです。資料6を御覧ください。これは、先程から言及している福田寺本堂の修復に伴う現状変更手続きです。福田寺本堂は国の登録有形文化財ですが、経年劣化により、令和2年から屋根の瓦が落ちてしまうなどしたため、昨年度から現状変更の手続きをしたうえで、福田寺が本堂全体の修復をしていました。6月に現状変更が完了したため、文化庁に報告をしました。資料6に本堂の平面図を2枚掲載しました。本田委員に御協力いただきましたが、上が現状変更前、下が現状変更後の図面です。大きな違いとして、昭和初期に増築された脇間が解体処分されたことが挙げられます。下の平面図のうち赤く着色した箇所は、新たな登録の対象となる範囲(154㎡)です。

次に、民具の移動についてです。現在、伊予市が保管している民具は、旧永木小学校と旧野中小学校の2箇所に分けて保管しているのですが、旧永木小学校の再利用のため、永木の民具を全て、旧野中小学校他に移動させる計画です。永木には2,559点の資料が保管されていますので、これらを15km離れた野中へ移動させるのは一大事業となりますが、社会教育課総出で実施することになります。

野中・永木の民具の整理については、令和3年度の第1回文化財保護審議会にて「寄贈・寄託を受けた歴史資料のうち、民具類取扱いに関する現状・課題」として問題提起させていただきました。現時点では処分を伴わない民具の移動ですが、民具をはじめとした歴史資料の保管場所が限られることになり、このままでは、新たな歴史資料の受け入れに支障が出ます。いよいよ、重複している民具や状態が悪い民具について、どのように対応していくかを具体的に考えなければならない段階となっています。

次に、伊予市指定文化財「猪の窪1号墳副葬品」の保存処理についてです。資料7を御覧ください。これは、伊予市宮下の史跡「猪の窪1号墳」から出土した鉄製品を中心とする考古資料です。愛媛県歴史文化博物館へ保存状態について相談したところ、博物

館施設で保存処理が可能とのことですので、今年度の冬、職員を派遣して保存処理を実施します。対象となるのは、資料7で示した4点です。

次に、包蔵地台帳、調査カードの整理です。文化財が埋蔵されている土地、つまり遺跡は、時代や範囲を明示した台帳、つまり包蔵地調査カードを各市町村が作成しており、これをもとに文化財保護法に則った手続きをすることで包蔵地が護られます。現在、伊予市内には338箇所 of 包蔵地があり、それぞれ包蔵地調査カードがあるのですが、範囲を明確に記載するなど、内容を充実させる必要がある包蔵地調査カードが多いのが現状です。昨年度は26箇所分を処理しました。今年度も継続して取り組みます。

包蔵地調査カードが重要になるのは、包蔵地内やその近辺で工事や開発が行われる時です。庁内で建築確認申請・建築工事届を文化財保護担当が確認するなど、開発前の包蔵地確認はこれまでも実施してきましたが、今年度は道路占有届等など確認対象とする書類を拡大し、包蔵地内で無届の工事が行われないよう、これまで以上にしっかり確認をしていきます。

包蔵地内の開発に伴う埋蔵文化財調査は、計画中のものが1件あります。そのほか、何件かが見込まれております。

最後に、伊予市内の文化財（指定、登録、未指定）を地域全体で体系的に保護していくための取組について報告いたします。まず、「文化財保存活用地域計画」について説明させていただきます。平成31年4月1日に改正法が施行された、文化財保護法第183条では、地域における文化財の総合的な保存活用を推進するために、都道府県で総合的な施策の大綱を策定できるとあり、愛媛県では、令和3年2月に「愛媛県文化財保存活用大綱」が策定されました。同法第183条では、この大綱を勘案し、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画「文化財保存活用地域計画」を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる、とあります。現在、県内では松野町が既に認定を受けているほか、西予市、松山市、鬼北町が準備を進めています。

令和2年度の第2回審議会で、令和3年度の事業計画に関して、文化財保存活用地域計画の作成に向けて可能な範囲での準備作業を行っていきたくておりましたが、当課においては「文化財保存活用地域計画」の内容について理解が十分にできておらず、その後の検討作業が滞っておりました。

まず、「文化財保存活用地域計画」を実施に作成する場合、どのような手続きが必要かを確認いたしました。

①他自治体の計画作成に至るまでの過程がわかる資料を収集し、担当者と情報交換するなど、具体的に「文化財保存活用地域計画」作成に必要な準備と行程の確認をおこなっております。

②文化庁や愛媛県教育委員会に相談したところ、文化庁が開催している文化財保存活用地域計画の研修に参加することが必要であると助言をいただきました。当課職員を研修に参加させ、ノウハウを学ぶこととしたいです。全国史跡整備市町村協議会の補助金

等を利用できないか、検討のうえ来年度の予算に計上したいと考えております。

市民向けの普及啓発活動について、来年度どのようなものをおこなっていくか、現在、予算編成に向けて検討しています。現在は公民館講座など、児童を対象として講座は行っているのですが、大人向けの講座等も考えています。具体的には、現在展示している郡中層化石ですが、これは前期更新世の化石ですが、江戸時代の書物にも記載があり、伝説の題材になるなど、見方を変えることによってまた別の面白さが出てくる物です。郡中層化石の展示そのものは過去にも当教育委員会で行ってきましてし、露頭がある大谷海岸では、地元の小学校でも遠足などを行っています。現在、専門家の方と、現地で郡中層化石とその露頭を専門的に観察できないかと、計画を練っています。来年度を目途に、愛媛県総合科学博物館の地質専門の学芸員さんをお招きして、実施できないかと検討しています。

また、これは遺跡詳細分布調査の一環にもなるのですが、上三谷古墳群の踏査も検討中です。これは、現存しないのですが、上三谷にあった重要な古墳群でして、委員 11 ともいちど御相談したのですが、現地で何か残っていないか、市民の方を巻き込んで、イベントとして踏査ができないかと考えています。以上です。

(事務局 2) ただ今の説明に関しまして、御質問があればお願いします。

(委員 11) 失礼します。「猪の窪 1 号墳副葬品」の処理方法は含浸処理でしょうか。「猪の窪 1 号墳副葬品」は古い調査報告書 (※1981 年刊行) だと思うので、30 年以上前の鉄器の実測図です。現在の鉄器研究の実測図や観察では、現状で観察すれば、それ以上の情報が分かります。含浸処理してしまうと、そういったデータが無くなってしまいます。ですから、今一度、実測図と観察、写真をちゃんとやったうえで保存処理をお願いしたい。

(事務局 3) ありがとうございます。

(委員 9) 報告ありがとうございました。「民具の移動」について、私が所属する双海史談会でも、そもそも双海にあった民具が多いということで、会員の中にも非常に興味を持たれている方が多くおいでです。先程、社会教育課総出で行うとの説明でしたが、具体的に、いつ頃、どのような手段でされるのか、分かる範囲で構わないので、お教えいただきたいです。

(事務局 1) 御説明させていただきます。旧永木小学校に関しましては、地域の方から有効活用したいと、昨年度、市の方に申し出がございました。今現在、地域の方と、有効活用の時期方法について協議中です。その協議が整いますと、いつから地元が使用し

たいと、スタート地点が決まりますので、それまでに民具を除けないといけないと思っ
ていますが、何月という時期はまだ確定しておりません。社会教育課総出というのは、
各地区公民館職員を動員して、民間で移動すると費用がかかりますので、社会教育課の
職員で動かそうと。時期については、今年度中という回答しかできません。

(委員 9) 分かりました。

(委員 1) 稲荷神社宝物館の調査委員会の件、1年間調査をしまして、報告書が刊行さ
れます。概要(の報告会)については、5月21日に教育長さんにも来ていただき、市
民、県下からたくさん、市役所4階の会議室が満杯になるくらいの参加でした。この宝
物館の問題は、文化財の保存活用をどうしていくのかということを考えるきっかけにな
ったと思います。色んな提言をしていただき、各分野の専門家より、どのような保存修
復の方法があるのか、御参考になれば幸いです。学習会なども企画したいと思います。
以前も言いましたが、審議会は年に2回しかなく、今回は報告事項だけということですが、
今回の「その他」のなかに、来年度の計画や予算に関する事項も入っています。予
算作成の時期なので、そういうことは審議事項の中に入れて、事業と計画と予算を意識
して、審議会委員の意見を聞いてもらうような審議会の開催の仕方にしていただきたい
と思います。議事も、報告事項と審議事項と、先刻の説明も、条例で重要事項を諮問し
て委員さんの意見をもらうというのが審議会の役割ですから、目的に沿って整理して
いただきたいと思います。内部で担当者も忙しいし、内部で調整できていない部分もある
かもしれません。でもやっぱり審議会で意見をもらって具体化しなければならないよと、
管理職で目を通して整理していただければと思います。要望です。

(事務局 2) ありがとうございます。先程、他の方から御意見は出なかったのですが、
1点だけ追加で資料8について教えていただきたいことがございますので、よろしくお
願いいたします。

(事務局 3) ありがとうございます。刊行物の方に戻らせていただきます。『伊予市内遺
跡詳細分布調査報告書V』を現在作成中でして、委員5、委員11、委員1に内容を見て
いただきました。外部専門家の方にも内容を見ていただきました。いただいた御指摘は
真摯に受け止めて修正し、修正できない点を資料8にまとめました。委員5には既に御
相談したのですが、1点確認をしたい事がございます。資料3に三島焼窯跡群の近接地
の調査というのがございます。資料3の中のページ番号で言いますと、24~27 ページ
です。資料8の中の1ページ目裏側、22ページの部分です。資料3は修正案なんです
けれども、その前の案では、写真19、20に相当する写真は掲載していませんでした。
つまり、試掘調査を実施したんですけれど、出土したものは掲載していませんでした。

その理由なんですけれども、こちらは新しい時代の窯跡です。平成 29 年度に愛媛県教育委員会と相談したうえで、試掘した結果、こういったものが出土しましたが、埋蔵文化財として扱わない、と判断したうえで、実際に包蔵地として（文化財保護法第 93 条による）届出、緊急発掘調査を実施しませんでした。よって、出土品は埋蔵文化財とみなすことはできない、との考えからです。もし報告書に出土品の写真を掲載した場合「遺物として報告書に掲載するほど重要であれば、これは埋蔵文化財包蔵地としたうえで 93 条届出をすべきだったのではないか」となるからです。歴史資料として掲載するのであれば問題ないとの意見を受け、写真 19、20 を撮影し 15 点を掲載しました。しかし、実際に掲載するかは、委員の皆様の御意見をいただきたいと思います。

（事務局 2）以上が説明になりますが、如何でしょうか。

（委員 11）失礼します。資料 8 に関して確認したいです。私も事前に見せていただきコメントしたんですけれども、資料 3、25 ページの図 10 に、トレンチ配置図とあるのですが、これは推定される金岡窯とどういう関係になりますか？地図に示されているのですが「少し大きな地図で示してください」というふうにコメントを返しと思うんですけれども。これは確かに調査区ではあるんですけども、近接地っていうのは、どの辺りが近接しているのか、わからなかったです。

（事務局 3）資料 3、24 ページの一番上の方で、図 3 中で示させて頂きました。図 3 は資料 3 の 18 ページです。こちらの方で見ていただきますと、金岡窯が近いということと、実際この土地はもともと金岡窯から購入したという証言が。

（委員 11）そうしますと、これは土層断面図が示されてると思います。その、モノハラと書かれていますが、これはプライマリーなモノハラでいいのですか？その確認をしてください。焼いた時の失敗作を入れたモノハラであるのは間違いないのですが、プライマリーかどうかの判断があるのではないですか？包蔵地にするかどうかの判断で。包蔵地にするかしないかの判断の経緯を 24 ページの下の方に書かれていますが、報告されている文章は、どうもしっくりきません。モノハラがどういうモノハラなのか。26 ページの土層断面図で堆積関係が分かると思います。地山があつて、どこから出土して、表土層がどこか詳細な記録が残っているので、それと絡めて、この三島焼窯跡群周辺の地形図のなかで、これがプライマリーな堆積かどうか判断できるのか、できないのか。私も当時、遺跡詳細分布調査委員会の委員でしたが、当時判断できなかったと記憶しております。それがあつて包蔵地にしなかったのではと思います。載せる載せないは別として、それをはっきりさせてください。写真 19、20 は、私としては埋蔵文化財包蔵地ではないから載せないというのは…。伊予市の歴史を語るうえでの歴史資料、文化資源

であるというの間違いはないのでは？広い意味の文化財のなかで。今年度、昨年度の事業で市場南組窯跡群の調査をさせていただいてますが、あれも未指定文化財です。指定であるかないかは議論が別ですが、歴史資料としては重要ではないかと、委員として思います。

(委員 5) この写真については、入れるように言った理由は、やっぱり埋蔵文化財としては扱わなくても、歴史資料としては重要じゃないかと。そうしないと、当時取り上げた資料も、どうするのかと。埋蔵文化財と認められないからと廃棄するのですか？近世(以降)であっても、伊予市を代表する窯の製品として全国に発信しなければならない資料と思い、その意味で写真をお願いしました。先程委員 11 がおっしゃいましたが、モノハラとしての、本当に窯の横に廃棄したものなのか、それらの廃棄物を別の場所に放り込んだ二次的なモノハラなのか。あと、委員の皆様も、ここで答えようがないと思います。内容を整理して協議していくものなので、この審議会の中で文章の中で協議できるものではないと思います。出すとすれば写真を出すべきかという話だと思いますが、この資料 8 の内容全部を審議会でかける内容ではないと思います。

(委員 1) 委員おふたりのおっしゃる通りだと、私も思います。包蔵地の基準のことを入れているのですが、こうしたものを改めて歴史資料として調査報告して載せていくということでお願いします。委員 5 が言われた通り、今後調査報告書を刊行していくなかで、委員の皆様に見ていただく必要が出るのですが、審議会の 2 時間でできることは限られているので、審議会の前に委員の方に御協力をいただき、論点をまとめるなどして、効率的に報告運営していただきたいです。

(事務局 3) ありがとうございます。

(事務局 2) ありがとうございました。ただ今ご相談させていただきました写真掲載の件につきましては、先程の御意見をいただき、掲載するというので。あと不足している部分はもう少し確認した上で、発行につきましては、委員 1 と御相談させていただきながら、発行させていただくということで、御了承いただけたらと思いますが、よろしいでしょうか？そうしましたら、修正できたものにつきましては、委員 1 どうぞよろしくお願いたします。

4. その他

(事務局 2) それでは、本日の報告事項は以上となります。その他、何かございましたらお願いします。

(教育長) すいません、失礼します。私も3年目になりまして、この文化財保護行政につきましては、教育委員会の事務局として、主体的に、計画的な取組にやや欠けとるのではないかと責任を感じております。今後、各関係団体、それから今日の委員の皆様、それから専門的な御意見、御指摘はですね、十分真摯に受け止めて、今後こういったことを進めてまいりたいと思っております。いろいろ、本審議会の運営につきましても、非常にこの短時間でたくさんものについて全部意見を求めて、すぐ修正はなかなかできにくいと思いますので、今後とも何卒協力の方よろしくお願ひしたいと申し上げます。私も責任者として、十分反省をして進めてまいりたいと思いますので、どうぞご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。以上です。

(委員1) 1点だけ、資料の住所に間違いがありましたので、ちゃんとチェックしてください。以上です。

(委員3) よろしいですか。最後にちょっと感想を述べさせていただきます。いろんな意見が出ました。それについては、今後の文化行政に活かしていただけたらと思うんですが、そういった意見が出るのも、伊予市が非常に積極的に埋蔵文化財、美術品、歴史のいろんな調査をされている。それからいろんな目録や資料集とか報告書も刊行されている。市民向け講座とかもたくさんされているということによって、いろんな意見が出ているんだと思います。全県的にみて、市町レベルでこういった文化財行政を非常に活発にされている市だと思います。ですので、その点については、これまでの活動を続けていただきたいと思いますし、それをより良くしていただくということで、たくさん意見が出ているということなので、逆に縮小することないように、ぜひ自信を持って文化財行政を進めていただければと思います。最後感想です。

(事務局2) 長時間に渡る協議、本当にありがとうございました。今後とも先生方どうぞよろしくお願ひいたします。以上をもちまして本日の会議を終了いたします。大変お世話になりました。ありがとうございました。

(一同) ありがとうございました。

5. 閉 会 (閉会した)